

第二次 秋田県特別支援教育 総合整備計画

自立と社会参加

平成24年10月

秋田県教育委員会

はじめに

県教育委員会は、平成15年3月に、障害のある児童生徒のライフステージ全体を見据えた総合支援による特殊教育の構築を目標とする『秋田県特殊教育総合整備計画』(平成15年度～24年度)を発表しました。

この『秋田県特殊教育総合整備計画』実施期間中の平成19年4月に、「学校教育法」等が改正され、特殊教育から特別支援教育への転換が行われたことを踏まえ、平成21年3月には、『秋田県特殊教育総合整備計画』後期5カ年の重点施策を『秋田県特別支援教育総合整備計画』と改訂しました。『秋田県特殊教育総合整備計画』及び『秋田県特別支援教育総合整備計画』に基づき、これまでの10年間、全ての学校種における特別支援教育の推進や、「あきた総合支援エリア」の開設を含む学校施設の整備等に取り組んでまいりました。

平成25年度以降の計画策定に当たっては、「あきたの教育振興に関する基本計画」を踏まえ、これまでの総合整備計画の成果と課題を検証するとともに、特別支援教育に関する状況の変化等を見据えながら作業を進めてまいりました。また、外部検討委員会等における検討、県議会での説明、各地域における説明会の開催、パブリックコメントの実施等により、県民の皆様から幅広くご意見をお寄せいただき、このたび『第二次秋田県特別支援教育総合整備計画』(平成25年度～平成29年度)を策定しました。

本計画では、平成23年8月に改正された「障害者基本法^{*1}」の理念を尊重するとともに、中央教育審議会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）^{*2}」を踏まえ、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援の更なる充実を図ります。そのため、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校においては、関係機関との連携を強化し、これまで整備してきた校内支援体制を効果的に機能させるなど、課題解決する力を学校・園全体で高めていく必要があります。また、特別支援学校においては、更に専門性の向上に努めるとともに、特別支援教育のセンターとしての機能をこれまで以上に発揮していくことが求められます。

秋田県は、将来を担う子どもたちを県民を挙げて育成するため、「教育立県あきた」を目指し、学校、家庭、地域、関係機関の密接な連携の下、力強い教育を推し進めております。本計画の基本理念である、児童生徒の「自立と社会参加」を実現し、県民の皆様から「秋田に生まれてよかった」と感じていただけるように各施策を着実に推進してまいります。関係の皆様による一層のご理解とご協力を願いいたします。

平成24年10月

秋田県教育委員会

*1は資料8(P52～53)、*2は資料9(P54～59)を参照ください。

目 次

第二次秋田県特別支援教育総合整備計画の概要 計画の基本的な考え方	1 4
第Ⅰ部 特別支援教育推進のための体制整備	7
基本方向1 早期からの就学相談や支援体制の充実	8
基本方向2 特別支援教育に対する理解推進	10
基本方向3 交流及び共同学習の推進	12
基本方向4 担当教員の専門性の向上	14
用語等の説明	16
第Ⅱ部 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における 特別支援教育の充実	17
基本方向1 校内支援体制の機能強化	18
基本方向2 関係機関との連携による支援の充実	20
基本方向3 高等学校における校内支援体制の充実	22
用語等の説明	24
第Ⅲ部 特別支援学校における教育の充実	25
基本方向1 専門性の高い教育の充実	26
基本方向2 キャリア教育・進路指導の充実	28
基本方向3 特別支援教育に関するセンター的機能の充実	30
基本方向4 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた学校施設等の整備	32
特別支援学校の整備に係るスケジュール	34
用語等の説明	35
◆障害種に対応した取組	37
視覚障害教育の充実	38
聴覚障害教育の充実	39
肢体不自由教育の充実	40
病弱・身体虚弱教育の充実	41
知的障害教育の充実	42
発達障害等の幼児児童生徒に対する教育の充実	43
◆資料編	45
【資料1】特別支援学級数、在籍児童生徒数の推移	46
【資料2】通級指導教室利用児童生徒数の推移	46
【資料3】小・中学校の通常の学級に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、 行動面で著しい困難があると判断される児童生徒の現状	47
【資料4】公立高等学校に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面 で著しい困難があると判断される生徒の現状	47
【資料5】特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移	48
【資料6】特別支援学校幼児児童生徒の重複障害学級等在籍率 (幼稚部～高等部専攻科)	49
【資料7】本県特別支援教育体制整備の状況	50
【資料8】障害者基本法(抄)	52
【資料9】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進(報告)概要	54

※ 本計画は平成24年10月に成案となりましたが、その後、平成24年度のデータを加えました。

第二次秋田県特別支援教育総合整備計画の概要

柱	現状と課題	基本方向	重点施策	施策内容及び推進指標
I 特別支援教育推進のための体制整備	(ア) 改正障害者基本法等、特別支援教育に関する国内外の動向を見据えた対応が求められる。 (イ) 県民等の特別支援教育に対する理解推進を図る必要がある。	1 早期からの就学相談や支援体制の充実	(1) 障害のある児童に対する早期からの就学相談や支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会と市町村教育委員会との協働による就学相談会等の開催 ・医療、保健、福祉、教育など就学に係る関係機関の連携の充実 ・就学支援シートの活用推進 [市町村の活用率100%] ・5歳児相談等早期からの相談会への積極的な参画と成果の普及
			(2) 就学後の教育の充実につながる支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒等のニーズに応じた就学先に関する十分な検討 ・特別支援教育の対象となる児童等の適応状況調査の実施とフォローアップ ・就学支援シートの学校への引継ぎと、それを基にした個別の指導計画・個別の支援計画の作成・活用
		2 特別支援教育に対する理解推進	(1) 特別支援教育、特別支援学校に関する情報発信を積極的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のホームページの充実による速やかな情報更新、行事等の事前広報 ・県広報や各種情報媒体を活用した特別支援教育に関する広報の充実 ・あきた県庁出前講座の積極的活用 ・特別支援学校学校展、職業教育フェスティバル、特別支援学校総合体育大会及び文化祭等への県民の参加促進 ・作業学習製品の品質向上による特別支援学校作業学習製品ブランドの県民への周知促進
			(2) 障害のある児童生徒等が、地域の方々とともに活動する場づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校児童生徒による地域におけるボランティア活動推進 ・学校ボランティアの養成と活用による、教育活動の充実と相互理解の推進 ・社会教育施設や公民館等のバリアフリーマップ（仮称）の作成と活用 ・地域や関係機関、NPO等の活動やイベント等への積極的な参加 ・地域と合同の避難訓練等の実施
			(3) 全ての地域において関係機関同士の連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村単位又は広域の特別支援連携協議会等の組織設立への積極的支援 ・特別支援教育関係者の特別支援連携協議会等への参加・協力促進
	(ウ) 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の一層の推進が求められる。 (エ) 特別支援教育を担当するすべての教員の資質向上を図る必要がある。	3 交流及び共同学習の推進	(1) 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や教科学習等における交流及び共同学習の推進 ・WEBCAMERAの積極的活用や、間接交流による交流等の機会確保 ・交流及び共同学習の先進事例の紹介 ・特別支援学校在籍者の居住地校交流の充実 ・子ども同士の交流に加え、保護者同士の相互理解の推進
			(2) 小・中学校等における障害理解教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教員の小・中学校等へのゲストティーチャーとしての派遣 ・障害の疑似体験授業等の提供
		4 担当教員の専門性の向上	(1) 研修の充実や関係機関との連携により、特別支援学級及び通級指導教室担当者等の専門性向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育セミナーの充実（特別支援教育スキルアップセミナー） ・盲・聾学校サテライト教室の充実 ・専門家・支援チームによる巡回相談の活用促進 ・総合教育センターの研修講座や学校支援講座の活用促進
			(2) 特別支援学校及び特別支援学級担当教員の免許状保有率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の免許取得計画の作成及び認定講習等の積極的受講の促進 ・特別支援学校免許状の障害領域別保有率の向上 〔盲学校（視覚障害）：72.4%→80% 聾学校（聴覚障害）：65.8%→80%〕 ・免許状保有者の適切な配置 ・大学との連携による免許取得促進 ・小・中学校特別支援学級担当者の特別支援教育に係る免許状保有率の向上 [23.8%→40%]
			(3) 校種間の人事交流や長期実践研修等を通して、担当教員の資質向上に加え、学校全体の専門性を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校と特別支援学校との研修人事交流の推進 平成24年～28年：小・中学校12名、特別支援学校12名 ・国立特別支援教育総合研究所への研修派遣 ・総合教育センターへの研修員派遣 ・秋田大学大学院への研修派遣

柱	現状と課題	基本方向	重点施策	施策内容及び推進指標
Ⅱ 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	(ア) 各校・園における特別支援教育に関する校内支援体制を充実させる必要がある。 (イ) 関係機関との連携に基づく幼児児童生徒への支援の充実が求められている。 (ウ) 高等学校における発達障害等の生徒への支援の充実が課題となっている。			
		1 校内支援体制の機能強化	(1) 管理職をはじめ、全ての教職員が特別支援教育に関する研修を受ける機会を設け、各校・園における特別支援教育に関する校内支援体制の充実を図ります。 (2) 特別支援教育支援員による有効なサポートができるようになります。 (3) 校内委員会や特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に係る教職員研修体系の作成 【全校種における教職員の特別支援教育に係る研修受講率100%】 生徒指導との連携・協働による校内支援体制の充実 特別支援教育支援員研修や支援員配置校研修の充実 特別支援教育支援員による支援の参考事例発信 新任特別支援教育コーディネーター研修の内容の充実 地域の核となる上級コーディネーターの養成 特別支援教育に係る校内支援体制推進のためのチェックリストの作成 【校内支援体制推進率 平均80%以上】
		2 関係機関との連携による支援の充実	(1) 就学前から卒業後まで、幼児児童生徒のライフステージに応じた継続的な支援ができるよう、関係機関を繋ぐ仕組みを作ります。 (2) 特別支援学校や通級指導教室及び関係機関との連携により、一人一人の幼児児童生徒への支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> 就学前から学校卒業後までを一貫して繋ぐ「就学等に係る支援三点セット」の整備・活用 （「かがやき手帳」→「就学支援シート」→「個別の支援計画」） 校種別の「個別の指導計画」の様式作成 【個別の指導計画作成率 100%】 特別支援学校のセンター的機能の充実と活用促進 通級指導教室の充実による、地域における特別支援教育の拠点としての活用 専門家・支援チームの活用促進
		3 高等学校における校内支援体制の充実	(1) 高等学校における特別支援教育に係る校内支援体制の充実を図ります。 (2) 高等学校に在籍する発達障害等の生徒の就労支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の特別支援教育に関する研修の実施と理解推進 個別の指導計画と個別の支援計画の改善 高等学校への特別支援教育サポートセンター（仮称）設置と、特別支援教育アドバイザーの配置 特別支援教育支援員の配置と支援内容についての検討 高等学校の特別支援教育コーディネーターのスキルアップ ハローワークや障害者職業センター等との連携 特別支援学校の進路指導担当者との連携 就職支援員等の配置によるマッチング機会の拡大 「就職情報ネットワーク」による就職情報の共有化 インターンシップや職場見学の更なる拡充による企業理解の促進

柱	現状と課題	基本方向	重点施策	施策内容及び推進指標
III 特別支援学校における教育の充実	(ア) 特別支援学校 幼児児童生徒の多様化に伴う、教育的ニーズに応じた多様な教育課程に基づく専門性の高い教育の充実が求められる。	1 専門性の高い教育の充実	(1) 幼児児童生徒の多様な実態と教育的ニーズに対応した教育課程を編成します。	・教育課程等に関する研究委嘱の継続実施（障害種の異なる学校間連携も含め、全ての特別支援学校による研究協力） ・教育課程に係る研修会の充実 【教職員の教育課程に係る研修受講率 100%】
			(2) 教科指導や各教科等を合わせた指導について、実践的な授業力の向上を図ります。	・授業改善プロジェクトチームの設置による研究とその成果の普及 ・授業力向上セミナーの開催 ・小・中学校及び高等学校等と連携した教科指導力の向上 ・実習助手の計画的配置と専門性向上
			(3) 関係機関や外部専門家との連携により、学習環境の整備と指導の充実を図ります。	・看護師による医療的ケアの継続 ・理学療法士、作業療法士等専門家の活用充実と成果の普及 ・教科等指導支援に係る非常勤職員活用事例の周知
			(4) 専門研修への教員派遣を推進します。	・生活訓練等指導者の養成（日本ライトハウスへの派遣） 【指導者の人数 平成24年：3名→平成29年：6名】 ・言語聴覚士資格を持つ教員の育成 【資格者の人数 平成24年：2名→平成29年：4名】
	(イ) 特別支援学校 幼児児童生徒の実態に応じたキャリア教育や進路指導の充実が必要である。	2 キャリア教育・進路指導の充実	(1) 生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、キャリア教育や進路指導を充実させます。	・移行支援に役立つ「個別の支援計画」の作成 【希望する進路の達成率 100%】 【卒業後3年間の職場定着率 95%以上を維持】 ・進路に関するガイダンス機能の充実 ・寄宿舎運営の改善と指導員の計画的配置による生活指導の充実
	(ウ) 小・中学校等が、自校で課題解決できるような支援の在り方を検討する必要がある。	3 特別支援教育に関するセンター的機能の充実	(2) 職業教育の充実を図るとともに、各学校の状況に応じ、高等部コース制の導入や専門学科の設置を検討します。 (3) 産業界やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携に基づく、就労支援を行います。	・地域の産業等との連携による職業教育の充実 ・高等部コース制や専門学科の成果の検証に基づく見直し ・産学官協働による就労支援データベースの拡充 ・本県の社会状況や産業構造等に応じた新しい職域の開拓・開発 ・特別支援学校職業教育フェスティバルや職業教育フェアの開催
	(エ) 特別支援学校 幼児児童生徒のニーズに応じた施設設備等の整備が必要である。	4 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた学校施設等の整備	(1) 地域や各学校の実情に応じて、校舎の増築や学科等の設置を検討します。 (2) スクールバスの適切な配置計画と更新計画を作成します。 (3) 特別支援学校の校名等の変更を検討するとともに、各学校の「教育プラン」を策定し、教育の更なる充実を図ります。	・稻川養護学校高等部棟の設置に伴う、地場産業との連携等による職業教育の充実 ・ゆり養護学校道川分教室の借用施設の有償化への対応及び児童生徒数の減少に伴う、訪問教育移行の検討 ・大曲養護学校せんぼく分校の平成28年供用開始への準備 ・比内養護学校校舎改修の検討 ・高等部生徒の障害の多様化に対応する、コース制や専門学科の設置、高等特別支援学校の設置等の検討 ・幼児児童生徒数の増加に伴い、狭隘化が著しい学校については、その推移を見据えた増築等の検討 ・大型バスから中型バスへの切り替えの検討 ・使用期間15年を目処とした更新計画の作成 ・比内養護学校かづの分校の通学生の状況に基づくスクールバス配置の検討 ・特殊教育から特別支援教育への移行に伴う、「養護学校」等の校名変更についての検討 ・各学校の「教育プラン」の策定と周知 【各学校の教育プラン策定率 100%】

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「自立と社会参加」

2 目的

一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うという特別支援教育を推進することにより、基本理念である障害のある幼児児童生徒の「自立と社会参加」を実現する。

3 計画の位置付け

- (1) 「秋田県特殊教育総合整備計画」（平成15年3月策定）及び同計画を改訂した「秋田県特別支援教育総合整備計画」（平成21年3月改訂）の成果と課題に基づく。
- (2) 国内外の特別支援教育及び障害者施策の動向を反映させる。
- (3) 「あきたの教育振興に関する基本計画」に基づき、特別支援教育推進の具体的な方向性を示す。
- (4) 本計画を踏まえて、各特別支援学校は「教育プラン」を策定し、計画の実現を図る。
- (5) 本計画は、「教育委員会施策の重点推進事項」及び「学校教育の指針」に反映させる。

4 計画の期間

平成25年度から29年度までの5か年とする。

5 計画の構成

① 3つの柱

- I 「特別支援教育推進のための体制整備」
- II 「幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実」
- III 「特別支援学校における教育の充実」

② 基本方向（11項目）と重点施策（29項目）

- | | | |
|-----------------------|---|-----------|
| I について
基本方向 4 項目 | → | 重点施策 10 項 |
| II について
基本方向 3 項目 | → | 重点施策 7 項 |
| III について
基本方向 4 項目 | → | 重点施策 12 項 |

③ 各重点施策に、施策内容や推進指標を設定

6 計画の進行管理

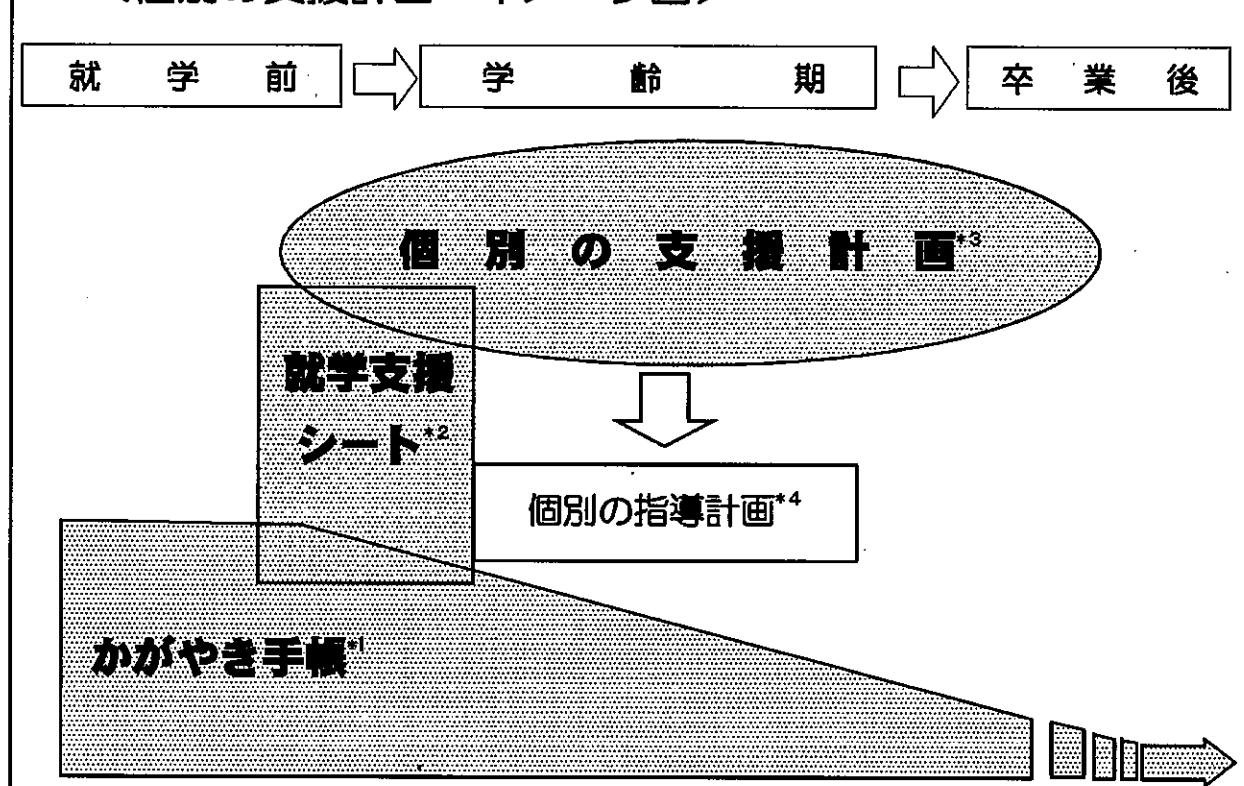
本計画の進行管理に当たっては、関係者からなる「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画推進協議会（仮称）」を設置し、各年度の円滑な実施及び評価、改善方法等について協議する。

また、当該委員会の意見や国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて計画全体の見直しを図る。

7 その他

教育の分野では、障害のある幼児児童生徒に対する就学前から卒業後までの一貫した支援に係る計画を「個別の教育支援計画」の名称で使っているが、本計画では、関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記している。

＜個別の支援計画 イメージ図＞



【用語等の説明】

- * 1 <かがやき手帳> (P 24に再掲)
乳幼児期から成人期まで、継続的な相談・支援が受けられるための資料として本県が作成した手帳。保護者が相談や受診の状況等を記録し、教育・医療・福祉機関へ相談する際に活用する。
- * 2 <就学支援シート> (P 16に再掲)
障害のある子どもの就学先決定に当たり、幼稚園・保育所・療育機関等における様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、障害のある子どもの就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成する資料
- * 3 <個別の支援計画> (P 24に再掲)
特別な支援を必要とする子どもに関わる関係者（教育・医療・福祉等）が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うため、支援の目標や内容、役割分担などを盛り込んだ長期的な計画
- * 4 <個別の指導計画> (P 24に再掲)
子ども一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、年間または学期単位の具体的な指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画

第Ⅰ部

特別支援教育推進のための体制整備

- ◎改正障害者基本法等、特別支援教育に関する国内外の動向を見据えた対応
- ◎県民等の特別支援教育に対する理解推進
- ◎障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の一層の推進
- ◎特別支援教育を担当する全ての教員の資質向上

基本方向 1

早期からの就学相談や支援体制の充実

【現状と課題】

- 平成12年の地方分権一括法の施行により、就学指導に関しては、事務の権限を有する市町村教育委員会の適切な判断と責任の明確化が一層求められるようになった。市町村の教育委員会によっては、担当職員を配置し、保護者と早期からの相談を進めたり、就学支援シート^{*}を作成したりするなど、就学に係る支援のための取組を進めているが、市町村による格差が見られる。
- 県では、次の取組により本人・保護者に対する早期からの就学相談や支援及び市町村教育委員会の就学指導に関する支援を行っている。
 - ・保護者を対象に県内各地で「就学や教育に関する相談会」を実施
 - ・特別支援学校や特別支援学級の対象児童生徒の適応状況調査を実施
 - ・市町村の就学指導担当者を対象に、県内3地区において連絡協議会を実施
- 平成23年8月に改正された「障害者基本法」においては、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」することと規定された。このことを踏まえ、今後、副次的な学籍等、就学指導やその事務に関する取組の変更が予想される。

※ 資料編～【資料8】(P52、P53)に「障害者基本法(抄)」を掲載

- このため、次のような就学相談や支援が求められる。
 - ・早期からの教育相談や支援による適切な就学先決定
 - ・保健、医療、福祉等関係機関との更なる連携
 - ・本人・保護者に対する十分な情報提供と本人・保護者の意見の最大限の尊重
 - ・就学後の円滑な学校生活につなげるための仕組みやツール等の整備
 - ・就学後の適応状況把握による相談の継続や就学先の見直し

【資料】

ア) 「就学や教育に関する相談会」の相談件数

年 度		H21	H22	H23	H24
相談件数		256件	250件	239件	241件
主な相談内容	就学関係	118(46.1%)	107(42.8%)	60(25.2%)	120(49.8%)
	学習や行動面関係	51(19.9%)	52(20.8%)	98(41.1%)	78(32.4%)
	進路関係	30(11.7%)	30(12.0%)	50(21.0%)	38(15.8%)
	発達障害関係	14(5.5%)	7(2.8%)	4(1.7%)	0(0%)
	いじめ・不登校関係	4(1.6%)	5(2.0%)	5(2.1%)	1(0.4%)
	その他(生活、検査依頼)	39(15.2%)	49(19.6%)	22(8.9%)	4(1.6%)

(特別支援教育課調べ)

イ) 市町村就学指導委員会の開催状況及び判定状況

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
開催回数	56回	55回	59回	59回	64回	66回
判定件数	1,072件	1,210件	1,286件	1,340件	1,539件	1,617件

(特別支援教育課調べ)

ウ) 就学支援シートを活用している市町村の現状

(平成23年度末現在)

大館市、北秋田市、男鹿市 鴻上市、大仙市、横手市	全市町村数の24%
-----------------------------	-----------

(特別支援教育課調べ)

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 障害のある児童に対する早期からの就学相談や支援を充実します。

[施策内容]

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との協働による就学相談会等の開催
- ・医療、保健、福祉、教育など就学に係る関係機関の連携の充実
- ・就学支援シートの活用推進 [推進指標：市町村単位の活用率100%]
- ・5歳児相談等早期からの相談会への積極的な参画と成果の普及

(重点施策2) 就学後の教育の充実につながる支援を行います。

[施策内容]

- ・児童生徒等のニーズに応じた就学先に関する十分な検討
- ・特別支援教育の対象となる児童等の適応状況調査の実施とフォローアップ
- ・就学支援シートの学校への引継ぎと、それを基にした個別の指導計画・個別の支援計画の作成・活用

基本方向 2

特別支援教育に対する理解推進

【現状と課題】

- 平成19年4月の学校教育法の改正により、全ての学校種において特別な支援を必要とする児童生徒に応じた教育を行うことが法的に位置づけられ、特別支援教育への理解推進と研修の充実が全ての教職員に求められている。
- 各特別支援学校では、地域に開かれた学校を目指して、自校の教育活動や特色、センター的機能^{※2}について周知活動を行ってきた。
また、県民等に対し、特別支援学校の総合体育大会や美術展、学校展等各種イベントの開催や、マスコミ等を通じた広報活動により理解推進を図ってきた。
- 今後も、障害のある幼児児童生徒の地域生活の充実はもとより、卒業後の就労先拡大、災害時の安全確保等を図るため、特別支援教育に対する理解を広げていく必要がある。
- 各市町村では、特別支援連携協議会や自立支援協議会を設置し、保健、福祉、教育等関係機関の情報共有や連携を促進する取り組みが始まっているが、地域間格差が大きい。

【資料】

ア) 県立特別支援学校におけるボランティア活用状況（※H24は予定回数と人数）

年度	H20	H21	H22	H23	H24
受入回数	305回	398回	459回	462回	467回
受入人数	831人	928人	1,063人	979人	864人

(特別支援教育課調べ)

イ) 特別支援学校総合体育大会及び文化祭における参加状況

大会等名称	参加者等	H20	H21	H22	H23	H24
特別支援学校	選手数(人)	884	877	941	947	1037
総合体育大会	ボランティア数(人)	46	59	50	49	101
特別支援学校	美術展鑑賞者数(人)	1367	1248	1280	717	683
文化祭	ステージ発表入場者数(人)	1200	1200	1061	1150	1169

(秋田県特別支援学校体育連盟・文化連盟提供)

ウ) 市町村における障害のある方の支援に係る関係機関連絡会議等の開催状況

(H23年度資料)

開催回数(回)	不定期・随時	1~10	11~20	21~30	30以上
市町村数	2	16	4	1	2

(特別支援教育課調べ)

【重点施策と施策内容・推進指標】**(重点施策1) 特別支援教育、特別支援学校に関する情報発信を積極的に進めます。****[施策内容]**

- ・特別支援学校のホームページの充実による速やかな情報更新、行事等の事前広報
- ・県広報や各種情報媒体を活用した特別支援教育に関する広報の充実
- ・あきた県庁出前講座の積極的活用
- ・特別支援学校学校展、職業教育フェスティバル、特別支援学校総合体育大会及び文化祭等への県民の参加促進
- ・作業学習製品の品質向上による特別支援学校作業学習製品ブランドの県民への周知促進

(重点施策2) 障害のある児童生徒等が、地域の方々とともに活動する場づくりを進めます。**[施策内容]**

- ・特別支援学校児童生徒による地域におけるボランティア活動推進
- ・学校ボランティアの養成と活用による、教育活動の充実と相互理解の推進
- ・社会教育施設や公民館等のバリアフリーマップ（仮称）の作成と活用
- ・地域や関係機関、NPO等の活動やイベント等への積極的な参加
- ・地域と合同の避難訓練等の実施

(重点施策3) 全ての地域において関係機関同士の連携を推進します。**[施策内容]**

- ・市町村単位又は広域の特別支援連携協議会等の組織設立への積極的支援
- ・特別支援教育関係者の特別支援連携協議会等への参加・協力促進

基本方向 3 交流及び共同学習の推進

【現状と課題】

- 特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習や地域の人々との交流は、各学校の児童生徒の実態や地域の状況に応じ進められてきた。
また、特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住地域との関わりが希薄になりがちなため、保護者や本人の希望により居住地校交流も行われてきた。
- 県では、平成23年4月に「交流及び共同学習にかかるガイド」を作成し、保護者をはじめ各学校、関係機関等に、交流及び共同学習の意義を周知し、積極的な取組を推進してきた。
また平成23・24年度に、特別支援学校と地域との交流を推進するための事業を実施した。
- 特別支援学校と小・中学校等との効果的な交流及び共同学習を行うためには、それぞれの教育的意義や目的を明確にするとともに、目標を具体化し、計画的に実施する必要がある。
- 小学校・中学校・高等学校の学習指導要領、幼稚園教育要領には「障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」が明記されている。
また、改正された障害者基本法（平成23年8月5日施行）にも「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が示されている。
さらに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*3}構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成24年7月23日）においても、「交流及び共同学習は特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。」とされ、「特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置づけたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。」と示されている。

※ 資料編～【資料9】（P54～P59）に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」を掲載

【資料】**ア) 県立特別支援学校の交流及び共同学習の状況**

(単位：回)

年 度	H21	H22	H23	H24
小・中学校等との交流及び共同学習	199	290	259	229
地域との交流	115	245	394	433

(特別支援教育課調べ)

イ) 特別支援学校児童生徒の居住地校交流の状況

(単位：回)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
回 数	71	109	87	76	71	123

(特別支援教育課調べ)

【重点施策と施策内容・推進指標】**(重点施策1) 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習を推進します。****[施策内容]**

- ・学校行事や教科学習等における交流及び共同学習の推進
- ・WEBカメラの積極的活用や、間接交流による交流等の機会確保
- ・交流及び共同学習の先進事例の紹介
- ・特別支援学校在籍者の居住地校交流の充実
- ・子ども同士の交流に加え、保護者同士の相互理解の推進

(重点施策2) 小・中学校等における障害理解教育を推進します。**[施策内容]**

- ・特別支援学校教員の小・中学校等へのゲストティーチャーとしての派遣
- ・障害の疑似体験授業等の提供

基本方向 4 担当教員の専門性の向上

【現状と課題】

- 県内小・中学校の特別支援学級の学級数と児童生徒数は、平成7年度から増加傾向が続いている。また、通級による指導の対象児童生徒数も増加傾向にある。
特別支援学級担当教員のうち、新担任が毎年度2割程度を占め、特別支援教育に係る免許状所持率は23.8%（小学校26.3%、中学校18.2%、平成24年度調査）と低い状況にある。
- 特別支援学級や通級指導教室の新担任に対しては、
・総合教育センターの「小・中学校特別支援学級新担任研修講座」による基礎的研修
・県が行う「特別支援教育セミナー⁴」による実践的研修等、研修の充実を図っている。
- 平成14年度より、小・中学校と特別支援学校において教員の研修人事交流を行い、教員の特別支援教育に関する資質向上及び学校の活性化を図ってきた。交流期間は、平成18年度までは1年間、平成19年度から23年度までは2年間、平成24年度からは3年間とし、研修修了者はそれぞれ自校の特別支援教育推進の役割を担っている。
- 小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される児童生徒の割合は、小学校2.9%、中学校1.7%、高等学校1.2%であり、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能を有することが求められる。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成24年7月23日）においても、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上の必要性を示している。

【資料】

ア) 特別支援学級在籍児童生徒数の状況

(単位：人)

	年度	H10	H15	H20	H24
特別支援学級	小学校	394	472	553	633
	中学校	139	185	215	274
	小・中計	533	657	768	907
通級指導教室	小学校	157	218	252	348
	中学校	0	0	1	37
	小・中計	157	218	253	385

(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

イ) 特別支援学級担当者の特別支援教育に係る免許状保有率

年度	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	36.1%	34.3%	32.4%	31.4%	26.3%
中学校	27.7%	23.7%	22.5%	22.2%	18.2%

(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

ウ) 小・中学校と特別支援学校との研修人事交流者数

(単位:人)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小・中学校	25	25	25	25	25	9	18	18	18	9	4
特別支援学校	25	25	25	25	25	9	18	18	18	9	4
交流期間	1年				2年				3年		

(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 研修の充実や関係機関との連携により、特別支援学級及び通級指導教室⁴⁵担当者等の専門性向上を図ります。

[施策内容]

- ・特別支援教育セミナーの充実（特別支援教育スキルアップセミナー⁴⁶）
- ・盲・聾学校サテライト教室⁴⁷の充実
- ・専門家・支援チーム⁴⁸による巡回相談の活用促進
- ・総合教育センターの研修講座や学校支援講座の活用促進

(重点施策2) 特別支援学校及び特別支援学級担当教員の免許状保有率の向上を図ります。

[施策内容]

- ・個別の免許取得計画の作成及び認定講習等の積極的受講の促進
- ・特別支援学校免許状の障害領域別保有率の向上

[推進指標：盲学校（視覚障害）72.4%→80% 聾学校（聴覚障害）65.8%→80%]

- ・免許状保有者の適切な配置
- ・大学との連携による免許取得促進
- ・小・中学校特別支援学級担当者の特別支援教育に係る免許状保有率の向上

[推進指標：23.8%→40%]

(重点施策3) 校種間の人事交流や長期実践研修等を通して、担当教員の資質向上に加え、学校全体の専門性を向上させます。

[施策内容]

- ・小・中学校と特別支援学校との研修人事交流の推進
平成24年～28年：小・中学校12名、特別支援学校12名
- ・国立特別支援教育総合研究所への研修派遣
- ・総合教育センターへの研修員派遣
- ・秋田大学大学院への研修派遣

【用語等の説明】

- * 1 <就学支援シート> P8、P9
障害のある子どもの就学先決定に当たり、幼稚園・保育所、療育機関等における様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、障害のある子どもの就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成する資料。
- * 2 <センター的機能> P10
特別支援学校が、教師の専門性や施設・設備を生かして、地域の障害のある児童生徒や保護者、小・中学校等の教職員に対して教育相談・支援を行うなど、地域における特別支援教育に関する相談等のセンターとしての役割を果たすこと。
- * 3 <インクルーシブ教育システム (inclusive education system)> . P12
障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
- * 4 <特別支援教育セミナー> P14、P15
秋田県が、小・中学校の特別支援学級や障害のある児童生徒が在籍する通常の学級において、学校・学級のニーズに応じた助言や情報提供のために行っている研修。
- * 5 <通級指導教室> P15
小学校や中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、特別の指導の場において、障害に応じた特別の指導を行うために設置された教室。平成24年度、本県では小学校に30教室、中学校に5教室、秋田市教育研究所に1教室を設置。
- * 6 <特別支援教育スキルアップセミナー> P15
特別支援学級等担当教員の専門性向上に加え、校内支援体制の強化を図るため、特別支援教育セミナーの後継として検討している研修の仮称。
- * 7 <盲・聾学校サテライト教室> P15
県内に1校しかない、盲学校と聾学校の教育や支援が地域でも受けられるよう、県北・県南の小・中学校や公民館に設置している教室。
- * 8 <専門家・支援チーム> P15
発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、教育、医療、福祉等の専門家により構成されたチーム。平成15年度から県北、県央、県南の3地区に設置している。

第Ⅱ部

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ◎各校・園における特別支援教育に関する校内支援体制の充実
- ◎関係機関との連携に基づく幼児児童生徒への支援の充実
- ◎高等学校における発達障害等の生徒への支援の充実

基本方向 1 校内支援体制の機能強化

【現状と課題】

- 県では、平成16年度から特別支援教育コーディネーター^{*1}の養成に取り組み、平成24年度まで1,890人が研修を受講している。
- 平成20年度、公立幼稚園、小・中学校及び高等学校の全校種において、特別支援教育に係る校内委員会^{*2}の設置と特別支援教育コーディネーターの指名が100%になり、以後その水準を維持している。
- 県では、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における校内支援体制の充実を図るため
 - ・「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」の作成
 - ・特別支援教育に関する研修会等の開催の促進
 - ・特別支援教育支援員^{*3}に対する研修等の実施
 - ・専門家・支援チームによる巡回相談
 - ・特別支援学校におけるセンター的機能による支援等を行ってきた。
- 市町村においては、公立幼稚園や小・中学校において支援を必要とする幼児児童生徒の学校生活や学習上の支援のため、地方財政措置等を活用して特別支援教育支援員を配置している。
県では、支援員及び支援員を配置している学校（園）に対する研修の充実に努めている。
- しかし、校内委員会や特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制を効果的に機能させるためには、次のような課題がある。
 - ・校内や学校間における教職員の特別支援教育に対する理解や取組の格差解消
 - ・「障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド」をもとにした、中学校と高等学校の具体的な連携の充実
 - ・学校種ごとに地域の核となる特別支援教育コーディネーターの養成が必要
 - ・特別支援教育支援員配置校（園）においては、幼児児童生徒の対応を支援員に任せきりにならないよう、学校（園）全体で支援する体制が必要

【資料】

ア) 特別支援教育コーディネーター研修会受講者数の推移 (単位:人)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
幼稚園・保育所				23	32	24	30	22	30
小・中学校	139	145	188	210	136	130	113	105	87
高等学校				4	76	84	71	33	36
特別支援学校	17	19	19	21	26	21	18	14	17
計	156	164	207	258	270	259	232	174	170

(特別支援教育課調べ)

イ) 小・中学校における特別支援教育支援員の配置状況

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
配 置	小学校(校)	77	72	139	142	176	193	197	199
	中学校(校)	5	8	28	30	36	42	51	58
校 計	(校)	82	80	167	172	212	235	248	257
配置人数(人)		81	70	176	184	289	346	454	513
									542

(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

ウ) 本県特別支援教育体制整備の状況

※ 資料編～【資料7】(P.50、P.51)による。

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 管理職をはじめ、全ての教職員が特別支援教育に関する研修を受ける機会を設け、各校・園における特別支援教育に関する校内支援体制の充実を図ります。

[施策内容]

- ・特別支援教育に係る教職員研修体系の作成
〔推進指標：全校種における教職員の特別支援教育に係る研修受講率100%〕
- ・生徒指導との連携・協働による校内支援体制の充実

(重点施策2) 特別支援教育支援員による有効なサポートができるようにします。

[施策内容]

- ・特別支援教育支援員研修や支援員配置校研修の充実
- ・特別支援教育支援員による支援の参考事例発信

(重点施策3) 校内委員会や特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の強化を図ります。

[施策内容]

- ・新任特別支援教育コーディネーター研修の内容の充実
- ・地域の核となる上級コーディネーターの養成
- ・特別支援教育に係る校内支援体制推進のためのチェックリストの作成
〔推進指標：校内支援体制推進率 平均80%以上〕

基本方向 2 関係機関との連携による支援の充実

【現状と課題】

- 県では、特別支援教育に係る相談・支援の拠点として、「特別支援教育地域センター・相談ルーム^{*4}」を県内 11 小学校に設置し、9人の特別支援教育アドバイザー^{*5}を配置している。
- また、「みんなで創る特別支援教育推進事業」の実施により、特別支援学校が地域の小・中学校等への支援の拠点として機能を発揮できるよう努めてきた。
- 発達障害等を含む障害のある児童生徒への支援のため、県内 3 地区にそれぞれ教育、医療、福祉等の専門家による「専門家・支援チーム」を設置し、学校等への巡回相談を行っている。巡回相談では、児童生徒の実態把握（諸検査）から「個別の指導計画^{*6}」「個別の支援計画^{*7}」の作成まで、一貫した支援を行うことができるようになっており、そのニーズは高い。
- 小・中学校等においては、特別支援学校のセンター的機能をはじめ、様々な関係機関による支援リソースを活用しながら、自校の課題を主体的に解決していく必要がある。

【資料】

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県北地区	42	71	82	177	110	148	182	152	187
県央地区	48	55	64	88	104	112	117	122	111
県南地区	29	36	39	72	97	119	80	117	87
計	119	162	185	337	311	379	379	391	385

(特別支援教育課調べ)

イ) 個別の指導計画の作成や専門家・支援チーム活用の状況

※ 資料編～【資料 7】(P 51) による。

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 就学前から卒業後まで、幼児児童生徒のライフステージに応じた
継続的な支援ができるよう、関係機関を繋ぐ仕組みを作ります。

[施策内容]

- ・就学前から学校卒業後までを一貫して繋ぐ「就学等に係る支援三点セット」
の整備・活用
(「かがやき手帳^{※8}」 → 「就学支援シート」 → 「個別の支援計画」)
- ・校種別の「個別の指導計画」の様式作成
[推進指標：個別の指導計画作成率100%]

(重点施策2) 特別支援学校や通級指導教室及び関係機関との連携により、一
人一人の幼児児童生徒への支援を充実します。

[施策内容]

- ・特別支援学校のセンター的機能の充実と活用促進
- ・通級指導教室の充実による、地域における特別支援教育の拠点としての活用
- ・専門家・支援チームの活用促進

基本方向 3 高等学校における校内支援体制の充実

【現状と課題】

- 公立高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒実態調査結果から、学習上、行動上著しい困難を示す生徒への対応が課題となっている。
- 県では、発達障害等の生徒が在籍する県立高等学校に、学校生活や学習上の支援を行うサポーターを配置するなど、高等学校における特別支援教育の在り方について検討してきた。
しかし、全ての教職員の特別支援教育に対するマインドの醸成と研修の充実、特別支援教育コーディネーターのスキルアップ、校内委員会の活性化、個別の指導計画の充実等、今後改善すべき課題は多い。
- そのため、「県立高校学校生活サポートモデル事業」（平成24年度事業）で得られた校内支援体制整備の在り方を、各高等学校に周知徹底し、高等学校における特別支援教育を推進していく必要がある。
- 国では、平成23・24年度地方財政措置（文部科学省・総務省）として、公立高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る経費（全国：500人相当）を計上している。
- なお、全国的にも、高等学校における発達障害等の生徒に対する就労支援が喫緊の課題となっている。

【資料】**ア) 公立高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒実態調査結果**

(単位：人)

年度	H20	H23
特別な教育的支援を必要とする生徒数	339	321
生徒総数	27,994	26,779
割合	1.21%	1.20%

※調査方法・・・文部科学省が作成したチェックリストを参考にした質問紙により各高等学校の担任等が複数で判断する。

(平成20年度は9月、平成23年度は12月現在の数字 特別支援教育課調べ)

【重点施策と施策内容・推進指標】**(重点施策1) 高等学校における特別支援教育に係る校内支援体制の充実を図ります。****[施策内容]**

- ・教職員の特別支援教育に関する研修の実施と理解推進
- ・個別の指導計画と個別の支援計画の改善
- ・高等学校への特別支援教育サポートセンター（仮称）⁹設置と、特別支援教育アドバイザーの配置
- ・特別支援教育支援員の配置と支援内容についての検討
- ・高等学校の特別支援教育コーディネーターのスキルアップ

(重点施策2) 高等学校に在籍する発達障害等の生徒の就労支援を充実します。**[施策内容]**

- ・ハローワークや障害者職業センター等との連携
- ・特別支援学校の進路指導担当者との連携
- ・就職支援員¹⁰等の配置によるマッチング機会の拡大
- ・「就職情報ネットワーク¹¹」による就職情報の共有化
- ・インターンシップや職場見学の更なる拡充による企業理解の促進

【用語等の説明】

- *1 <特別支援教育コーディネーター>・P18、P19、P22、P23
障害のある児童生徒への適切な支援のため、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や医療、福祉等の関係機関との連絡調整の役割として、学校職員の中から指名された者。
- *2 <校内委員会>・P18、P19、P22
障害のある児童生徒の状態を把握し、よりよい指導や支援の内容、方法等について検討し、全教職員が共通理解を図り、全校での支援体制を構築するための組織。
- *3 <特別支援教育支援員>・P18、P19、P22、P23
障害等により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習上の支援のため、小・中学校等に配置された者。
- *4 <特別支援教育地域センター・相談ルーム>・P20
障害のある児童生徒の保護者や学級担任等に対する相談・支援等のため、県内11の小学校に設置しているセンター。
- *5 <特別支援教育アドバイザー>・P20
特別支援教育地域センター等で、相談・支援等にあたる非常勤職員。
平成24年度は9名を配置。
- *6 <個別の指導計画>・P20、P21、P22、P23
子ども一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、年間または学期単位の具体的な指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画。
- *7 <個別の支援計画>・P20、P21、P23
特別な支援を必要とする子どもにかかる関係者（教育・医療・福祉等）が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うため、支援の目標や内容、役割分担などを盛り込んだ長期的な計画。
- *8 <かがやき手帳>・P21
乳幼児期から成人期まで、継続的な相談・支援が受けられるための資料として本県が作成した手帳。保護者が相談や受診の状況等を記録し、教育・医療・福祉機関へ相談する際に活用する。
- *9 <特別支援教育サポートセンター（仮称）>・P23
高等学校における特別な支援を必要とする生徒、保護者及び学級担任等に対する相談・支援等のため、設置を検討しているセンター。
- *10 <就職支援員>・P23
生徒の就職希望に応じた求人の開拓、生徒・保護者・教員への求人情報の提供及び進路相談等の諸業務を行うために公立高等学校に配置している非常勤職員。
- *11 <就職情報ネットワーク>・P23
県内公私立高等学校を3地区10地域に区分し、定期的に就職担当職員が地区内外の求人情報や未充足情報などの情報交換を行うためのネットワーク。

第三部

特別支援学校における教育の充実

- ◎特別支援学校幼児児童生徒の実態の多様化に伴う、教育的ニーズに応じた教育課程に基づく専門性の高い教育の充実
- ◎特別支援学校幼児児童生徒の実態に応じたキャリア教育や進路指導の充実
- ◎小・中学校等が、自校で課題解決できるような支援の在り方の検討
- ◎特別支援学校幼児児童生徒のニーズに応じた施設設備等の整備

基本方向 1 専門性の高い教育の充実

【現状と課題】

- これまで、特別支援学校教務主任連絡協議会及び教育課程地方説明会等の開催により、教育課程編成に係る基本事項の理解を図り、各学校の児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえた特色ある教育課程編成を目指してきた。
- 平成23・24年度には、新学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえた教育課程の編成と実施に関する実践研究を3校に委嘱した。
- 各校においては、研究等を通じて授業改善に取り組んでいるが、次のような課題がある。
 - ・小・中学校及び高等学校に準ずる教科指導力の向上
 - ・障害の重複化に伴う、複数の障害への専門的な指導の充実
 - ・知的障害教育における各教科等を合わせた指導の教育課程上の位置付け、単元等の設定、目標や内容の明確化
- 特別支援学校においては、医療的ケア^{*}を必要とする児童生徒を支援するために、平成13年度より看護師を配置し、学校教職員との連携により、安全・安心な学習環境及び学習機会を確保してきた。
また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士を非常勤職員として配置することにより、自立活動の充実が図られている。

【資料】

ア) 平成23・24年度 研究委嘱校の状況

学 校 名	研 究 テ ー マ
能代養護学校	児童生徒一人一人の主体的な社会参加を育むキャリア教育の実践
栗田養護学校	一人一人の自立と社会参加を目指した一貫性のある指導の在り方 ～働く意欲を育てる授業づくりを通して～
ゆり養護学校	豊かな生活を送るために ～活動する喜びや働く喜びが実感できる授業を目指して～

イ) 医療的ケアが必要な児童生徒数及び看護師配置数の状況

(単位:人)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
児童生徒数	7	7	10	13	21	23	27	30	30	28	29	33
看護師数	2	2	3	5	8	10	12	12	11	11	13	14
配置校数(枚)	1	1	2	3	5	7	8	8	7	8	9	9

(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

ウ) 理学療法士等の配置状況

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
理学療法士等数(人)	4	16	22	25	23	20	18
配置校数(校)	1	6	8	8	9	9	9

(各年度 5月 1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

※「理学療法士等」には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士が含まれる。

※平成23年度以降、秋田きらり支援学校については、理学療法士等の配置から秋田県立医療療育センターとの委託契約へと切り換えたため、「理学療法士等数」「配置校数」から除いている。

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 幼児児童生徒の多様な実態と教育的ニーズに対応した教育課程を編成します。

[施策内容]

- ・教育課程等に関する研究委嘱の継続実施(障害種の異なる学校間連携も含め、全ての特別支援学校による研究協力)
- ・教育課程に係る研修会の充実

[推進指標：教職員の教育課程に係る研修受講率100%]

(重点施策2) 教科指導や各教科等を合わせた指導について、実践的な授業力の向上を図ります。

[施策内容]

- ・授業改善プロジェクトチームの設置による研究とその成果の普及
- ・授業力向上セミナーの開催
- ・小・中学校及び高等学校等と連携した教科指導力の向上
- ・実習助手の計画的配置と専門性向上

(重点施策3) 関係機関や外部専門家との連携により、学習環境の整備と指導の充実を図ります。

[施策内容]

- ・看護師による医療的ケアの継続
- ・理学療法士、作業療法士等専門家の活用充実と成果の普及
- ・教科等指導支援に係る非常勤職員活用事例の周知

(重点施策4) 専門研修への教員派遣を推進します。

[施策内容]

- ・生活訓練等指導者^{*2}の養成(日本ライトハウス^{*3}への派遣)

[推進指標：指導者の人数 平成24年：3名→平成29年：6名]
- ・言語聴覚士資格を持つ教員の育成

[推進指標：資格者の人数 平成24年：2名→平成29年：4名]

基本方向 2 キャリア教育・進路指導の充実

【現状と課題】

- 特別支援学校においては、児童生徒の年齢や発達段階に応じ、小学部段階から将来の自立と社会参加を意識した指導を一貫して行うなど、キャリア教育の充実に取り組んでいる。
全ての学校では「進路学習指導内容表」等を作成しているほか、キャリア教育を研究テーマの視点としている学校がある。
- 職業教育の充実や生徒の実態に応じた指導の充実を図るため、盲学校、聾学校には高等部に専門学科と、さらに高等部専攻科を設置している。栗田養護学校には高等部に専門学科を設置している。また、能代養護学校、栗田養護学校、ゆり養護学校は高等部でコース制を導入している。
- 特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の過去5年間（平成19～23年度）の卒業時就職者は216人である。これは、全卒業者数（858人）の25.1%であり、在学中に就職を希望していた生徒数（273人）の79.1%に当たる。
また、就職した卒業生に対する追指導の充実により、離職者数の割合は15.3%と、職場定着率は高い水準にある。
- 県では、「特別支援学校生就業促進ネットワーク充実事業⁴⁴」（平成24年度事業）等により、就労先や実習先の開拓を推進してきた。
しかし、一般事業所の特別支援学校に対する認知度は高いとは言えず、今後、一般事業所の理解をより一層推進し、一般就労を実現するネットワークの充実が求められる。
- 一方、卒業後、福祉的就労や福祉サービスを利用する生徒も多く、「障害者自立支援法」改正（H22.12）から「障害者総合支援法」への移行（H25.4）に基づき、進路指導を進めていく必要がある。

【資料】

ア) 特別支援学校[高等部・専攻科]卒業生の職場離職・定着状況(年度別一覧)

卒業年度	卒業者数	卒業時の就職者数	離職者数	再就職者	現在の就職者数	離職者の在職期間		
						~1年	1~2年	2~3年
平成19年度	170人	50人	16人	1人	35人	6人	6人	4人
平成20年度	145人	33人	6人	3人	30人	4人	2人	0人
平成21年度	160人	41人	5人	0人	36人	3人	2人	0人
平成22年度	179人	41人	6人	1人	36人	6人	0人	
平成23年度	204人	51人	0人	0人	51人	0人		
計	858人	216人	33人	5人	188人	19人	10人	4人
割合		25.1%	15.3%	15.2%	87.0%	57.6%	30.3%	12.1%

(各年度末の数字 特別支援教育調査)

イ) 特別支援学校における普通科、専門学科及びコース制の導入状況

学校名	専門学科・コース等の名称
盲学校	【高等部】普通科、保健理療科 【高等部専攻科】保健理療科、理療科、生活情報科
聾学校	【高等部】普通科、産業技術科、情報デザイン科 【高等部専攻科】産業技術科、情報デザイン科
能代養護学校	【高等部】普通科（生活学習コース、職業学習コース）
栗田養護学校	【高等部】普通科 （生活学習コース、基礎学習コース、職業学習コース） 環境・福祉科
ゆり養護学校	【高等部】普通科（生活コース、職業・生活コース、職業コース）

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、キャリア教育や進路指導を充実させます。

[施策内容]

- ・移行支援に役立つ「個別の支援計画」の作成

[推進指標：希望する進路の達成率100%]

[推進指標：卒業後3年間の職場定着率95%以上を維持]

- ・進路に関するガイダンス機能の充実
- ・寄宿舎運営の改善と指導員の計画的配置による生活指導の充実

(重点施策2) 職業教育の充実を図るとともに、各学校の状況に応じ、高等部コース制の導入や専門学科の設置を検討します。

[施策内容]

- ・地域の産業等との連携による職業教育の充実
- ・高等部コース制や専門学科の成果の検証に基づく見直し

(重点施策3) 産業界やハローワーク、障害者職業センター⁴⁵、障害者就業・生活支援センター⁴⁶等との連携に基づく、就労支援を行います。

[施策内容]

- ・产学官協働による就労支援データベースの拡充
- ・本県の社会状況や産業構造等に応じた新しい職域の開拓・開発
- ・特別支援学校職業教育フェスティバルや職業教育フェアの開催

基本方向 3 特別支援教育に関するセンター的機能の充実

【現状と課題】

- 各特別支援学校では、地域の小・中学校等の要請により、教員や保護者等に対する相談・支援を行うなど、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たしてきた。特に、盲学校と聾学校では、全県唯一の視覚障害・聴覚障害特別支援学校として、サテライト教室を開設するなど、全県の視覚・聴覚障害教育の充実に努めている。
- 小・中学校等においては、特別支援学校のセンター的機能を活用することにより、個別の指導計画の作成や指導内容・方法の改善、教材の工夫等が図られている。
- 県では、「みんなで創る特別支援教育推進事業^{*7}」や「特別支援教育総合推進事業^{*8}」の実施により、各特別支援学校と協働し、研修会の開催や情報提供、相談・支援等を行ってきた。
- 「みんなで創る特別支援教育推進事業」のメインメニューである「特別支援教育セミナー」では、平成23年度は特別支援学校の教員延べ218人を派遣している。小・中学校からは「成果有り」が77.7%、「まづまづ成果有り」22.3%という高評価を得ている。
- 就学に際しては、本人・保護者の意向を最大限尊重することとなり、小・中学校における特別支援教育の充実が更に求められる。このような状況に鑑み、今後の特別支援学校のセンター的機能は、小・中学校等が、校内体制を充実させ、自校で課題解決できることを目指して、支援をしていくことが求められる。
- 「あきた総合支援エリアかがやきの丘^{*9}」は、県内の医療療育や特別支援教育の拠点として、全県域を視野に入れた情報発信や支援の充実が期待されている。

【資料】

ア) 特別支援学校におけるセンター的機能の状況

(単位:回)

内 容	H21	H22	H23	H24
特別支援教育セミナーへの協力	180	203	218	226
心理検査等の実施	325	374	408	365
学習活動への助言等	171	192	213	198
個別の指導計画等の立案支援	7	14	18	5
学校見学・体験学習受入れ	361	416	349	320

(各年度末の数字 特別支援教育課調べ)

イ) 特別支援教育セミナーの実施状況

(単位:人)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
実施校数	78	82	78	87	116	132	135	139	140
受講者数	98	111	110	114	150	177	185	195	202
成果有り・ますます成果有りの回答率(%)	100	98	100	100	100	100	100	100	100

(各年度末の数字 特別支援教育課調べ)

ウ) あきた総合支援エリアの教育相談・支援等の状況

内 容	H22	H23
相談・支援状況(盲・聾・きらり合計)	953件	956件
地域交流状況(盲・聾・きらり合計)	157件	145件
学校施設開放状況(大体育館、技術交流センター等)	68件	123件
施設見学者数	2,281人	1,223人

(各年度末の数字 特別支援教育課調べ)

【重点施策と施策内容・推進指標】

(重点施策1) 各特別支援学校は、関係機関と連携し、地域の特別支援教育に関するセンターとしての機能を充実させます。

[施策内容]

- ・特別支援教育セミナーの充実(特別支援教育スキルアップセミナー)
- ・盲学校・聾学校サテライト教室の充実
- ・専門家・支援チームによる巡回相談の継続
- ・就学相談・教育相談の充実
- ・支援先の学校・園の校内支援体制充実につながる支援

(重点施策2) 「あきた総合支援エリアかがやきの丘」は、全県の特別支援教育及び障害児療育のセンターとして、専門情報の発信や支援に努めます。

[施策内容]

- ・エリア内3校及び総合相談・地域療育支援部、発達障害者支援センターと、地域の特別支援学校とのネットワーク構築・連携強化

基本方向 4 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた学校施設等の整備

【現状と課題】

- 県では、「秋田県特殊教育総合整備計画」（平成15年3月）及び「秋田県特別支援教育総合整備計画」（平成21年3月）に基づき学校施設等を整備してきた。
- 今後の学校施設の整備としては次の点が課題である。
 - ・在籍者増加や老朽化に伴う校舎増築・改修と、それを踏まえた教育の充実
 - ・職業教育充実に向けたコース制や専門学科の設置、高等特別支援学校の設置等の検討
 - ・特殊教育から特別支援教育への移行に伴う、「養護学校」等の校名変更についての検討
 - ・スクールバスの配置・更新計画の作成
- 各特別支援学校においては、自校及び地域の実態に即した特色ある学校づくりを計画的に推進する必要があり、それを広く発信していくことが望まれる。

【資料】

ア) 現整備計画における学校整備の実施状況

時 期	整 備 内 容
平成22年4月	あきた総合支援エリアの開設
平成22年4月	秋田養護学校の閉校に伴い、道川分教室をゆり養護学校に移管
平成22年4月	栗田養護学校に環境・福祉科を設置
平成22年12月	比内養護学校かづの分校・たかのす分校の増築
平成25年4月	大曲養護学校せんぼく分教室の設置（予定）
平成26年4月	稻川養護学校高等部棟の増築（予定）
平成28年4月	大曲養護学校せんぼく分校の設置（予定）

イ) 平成24年度スクールバスの配置状況

(単位:台)

	合計台数	盲・聾 秋田きらり	比内	かづの	たかのす	能代	天王 みどり	栗田	ゆり	大曲	横手	稻川
大型バス	10	2	0	0	0	1	1	2	1	1	1	1
中型バス	9	1	1	0	0	0	2	0	1	2	1	1
計	19	3	1	0	0	1	3	2	2	3	2	2

ウ) 今後、整備が必要な特別支援学校の状況等

※ P34に示す。

【重点施策と施策内容・推進指標】**(重点施策1) 地域や各学校の実情に応じて、校舎の増築や学科等の設置を検討します。****[施策内容]**

- ・稻川養護学校高等部棟の設置に伴う、地場産業との連携等による職業教育の充実
- ・ゆり養護学校道川分教室の借用施設の有償化への対応及び児童生徒数の減少に伴う、訪問教育移行の検討
- ・大曲養護学校せんぼく分校の平成28年供用開始への準備
- ・比内養護学校校舎改修の検討
- ・高等部生徒の障害の多様化に対応する、コース制や専門学科の設置、高等特別支援学校の設置等の検討
- ・幼児児童生徒数の増加に伴い、狭隘化が著しい学校については、その推移を見据えた増築等の検討

(重点施策2) スクールバスの適切な配置計画と更新計画を作成します。**[施策内容]**

- ・大型バスから中型バスへの切り替えの検討
- ・使用期間15年を目処とした更新計画の作成
- ・比内養護学校かづの分校の通学生の状況に基づくスクールバス配置の検討

(重点施策3) 特別支援学校の校名等の変更を検討するとともに、各学校の「教育プラン」を策定し、教育の更なる充実を図ります。**[施策内容]**

- ・特殊教育から特別支援教育への移行に伴う、「養護学校」等の校名変更についての検討
- ・各学校の「教育プラン」の策定と周知

[推進指標：各学校の教育プラン策定率100%]

特別支援学校の整備に係るスケジュール

平成24年10月現在

学校	整備の検討内容	H25	H26	H27	H28	H29	H30	次期整備計画期間
盲	(H22年運用開始)							
聾	秋田県特別支援教育の拠点としての在り方							
秋田きらり	・病弱教育の在り方検討							
比内養護	校舎改築に向けた 将来構想検討(※1)	教育課程等検討	基本構想 素案	→	基本構想	基本・実施 設計		
かづの分校	作業棟(H22増築)の 活用と職業教育の充 実		高等部教育課程の 検討と分校化準備		高等部の 分校化			
たかのす分校								
能代養護								
天王みどり								
栗田養護	・専門学科(職業学科)の 充実(※2)							
ゆり養護	・病弱部門の検討 ・病弱教育の在り方検討							
道川分教室	病院施設借受料 予算化	有償によ る運用	訪問による病弱教育の在り方検討					
大曲養護	・分教室(分校)の教育 課程検討 ・本校の役割検討							
(せんぼく 分校)	分教室準備 仙北市による 放課後支援開始	分教室 設置		教室棟 工事	分校 設置			
横手養護								
稻川養護	増築基本・実施設計 (H23中に基本構想)	増築工事	外構工事 増築部分 供用開始					

※1 これまでの比内養護学校の教育実践や伝統を踏まえ、地域や学校の特色を生かした教育課程や職業教育の在り方を検討し、現地での改築計画を策定する。

※2 知的障害特別支援学校の職業教育の在り方に関して、栗田養護学校の職業学科の成果と課題を踏まえた上で、高等特別支援学校構想を含め全県的視野で検討を進める。

※3 幼児児童生徒数の増加に伴い、狭隘化が著しい学校については、その推移を見据えた増築等の検討を行う。

【用語等の説明】

* 1 <特別支援学校における医療的ケア> ····· P26、P27

痰の吸引や経管栄養等、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に、看護師（非常勤）を配置して、安全で安心な教育を行うための施策。平成24年度は8校1分校に看護師14名を配置。

* 2 <生活訓練等指導者> ····· P27

日本ライトハウスで養成している指導者。

視覚障害リハビリテーションのうち社会的リハビリテーションに位置付けられ、その内容は歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練の3つで構成。

* 3 <日本ライトハウス> ····· P27

視覚障害者福祉を目的とする、大阪市の社会福祉法人。

* 4 <特別支援学校生就業促進ネットワーク充実事業> ····· P28

本県が、平成24年度に実施した特別支援学校生の就労支援のための事業ネットワーク推進員配置による職場実習先及び就職先の開拓や、就業アドバイザー配置による職場実習の支援及び事業所等への助言と情報提供を実施。

* 5 <障害者職業センター> ····· P29

障害者のうち、就職を目指している、または、職場で適応するための相談を希望している方の相談や支援をする機関で、全国に設置。本県には秋田市に1か所設置。

* 6 <障害者就業・生活支援センター> ····· P29

就職を希望している障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う施設。

本県には、大館市、能代市、秋田市、由利本荘市、大仙市に計5か所設置。

* 7 <みんなで創る特別支援教育推進事業> ····· P30

特別支援学校がこれまで培ってきた障害のある児童生徒の教育に関するノウハウを活用するとともに、関係機関が連携し、早期からの教育相談や、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等への支援を行うための事業。

県単独事業として、平成19年度から実施。

* 8 <特別支援教育総合推進事業> ····· P30

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における発達障害等を含む全ての障害のある児童生徒の支援のため、専門家・支援チームによる支援や教職員研修体制の整備・充実等により、特別支援教育の体制を強化するための事業。

平成23年度までは国委託、平成24年度からは国補助事業として実施。

* 9 <あきた総合支援エリアかがやきの丘> ····· P30、P31、P32

本県の特別支援教育・療育の拠点として、平成22年4月、秋田市上北手にオープン。盲学校（視覚障害教育）、聾学校（聴覚障害教育）、秋田きらり支援学校（肢体不自由教育）の3校と秋田県立医療療育センターを設置。

医療療育センター内には発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」も設置。

障害種に対応した取組

視覚障害教育の充実

聴覚障害教育の充実

肢体不自由教育の充実

病弱・身体虚弱教育の充実

知的障害教育の充実

発達障害等の幼児児童生徒に対する教育の充実

視覚障害教育の充実

視覚障害教育は、盲学校、弱視特別支援学級、通常の学級で行われ、盲学校に28人、弱視特別支援学級に12人、小・中学校の通常の学級に4人の幼児児童生徒が在籍している（平成24年5月1日現在）。

盲学校は、県内唯一の視覚障害特別支援学校として、在籍する幼児児童生徒に対する教育に加え、全県を視野に入れた視覚障害児者に対する専門的な教育と相談・支援機能の充実が求められる。

幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校においては、盲学校のセンター的機能を活用し、担当教職員の専門性の向上を図りながら、対象幼児児童生徒の教育の充実に努める必要がある。

盲学校の教育の充実

①指導力の向上

- ・幼稚部を中心とした乳幼児期からの早期教育の充実
- ・授業研究や研修等の実践による教科指導力の向上
- ・障害の理解と受容に基づく生徒指導の充実
- ・生徒の実態等に応じた進路指導と職業教育の充実
- ・視能訓練士や歩行指導員等と連携した自立活動等の充実
- ・小・中学校等との交流及び共同学習の推進による集団学習の充実

②センター的機能の充実

- ・中途視覚障害者への相談機能、生活支援機能の充実
- ・盲学校サテライト教室による、全県での支援と連携の充実
- ・医療、福祉等関係機関との連携による継続した指導・支援の充実

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教育の充実

- ・盲学校との連携による在籍幼児児童生徒に対する指導の充実
- ・全教職員による障害の理解と活動制限及び参加制約の軽減
- ・障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の推進

地域の特別支援学校の教育の充実

- ・視覚障害を併せ有する幼児児童生徒に対する指導の充実
- ・盲学校のセンター的機能を活用した、教職員の専門性向上と学習環境整備



聴覚障害教育の充実

聴覚障害教育は、聾学校、難聴特別支援学級、通常の学級で行われ、聾学校に43人、難聴特別支援学級に36人、小・中学校の通常の学級（通級による指導対象含む）に16人の幼児児童生徒が在籍している（平成24年5月1日現在）。

聾学校は、県内唯一の聴覚障害特別支援学校として、乳幼児教育相談や在籍する幼児児童生徒の教育に加え、全県を視野に入れた聴覚障害児に対する教育と相談・支援機能の充実が求められる。

幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校においては、聾学校のセンター的機能を活用し、担当教員の専門性の向上を図りながら、対象幼児児童生徒の教育の充実に努める必要がある。

聾学校の教育の充実

①指導力の向上

- ・授業研究や研修等の実践による教科指導力の向上
- ・障害の理解と受容、障害認識、自己理解に基づく生徒指導の充実
- ・生徒の自己実現を目指したキャリア教育の充実
- ・言語聴覚士との連携による評価結果に基づいた言語指導、発音指導、聴覚活用の充実
- ・小・中学校等との交流及び共同学習の推進による集団学習の充実

②センター的機能の充実

- ・聴覚障害児の言語と発音の評価と指導の充実、障害認識等の促進を目指した助言・援助
- ・サテライト教室による全県での支援の充実
- ・新生児聴覚検査事業の療育拠点機関としての機能の推進
- ・医療、福祉等関係機関とのネットワーク推進による継続した指導・支援の充実
- ・聴覚障害児教育担当教員に対する研修支援

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教育の充実

- ・聾学校との連携による在籍幼児児童生徒に対する指導の充実
- ・全教職員による障害の理解と活動制限及び参加制約の軽減
- ・障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の推進

地域の特別支援学校の教育の充実

- ・聴覚障害を併せ有する幼児児童生徒に対する指導の充実
- ・聾学校のセンター的機能を活用した、教職員の専門性向上と学習環境整備

肢 体 不 自 由 教 育 の 充 実

肢体不自由教育は、秋田きらり支援学校、肢体不自由特別支援学級、通常の学級で行われ、秋田きらり支援学校における肢体不自由教育対象109人のほか、他の特別支援学校に136人、肢体不自由特別支援学級に39人、小・中学校の通常の学級に26人の児童生徒が在籍している（平成24年5月1日現在）。

秋田きらり支援学校は、全県を視野に入れた肢体不自由児に対する専門的な教育と相談・支援機能の充実が求められる。

幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校においては、秋田きらり支援学校や地域の特別支援学校、関係機関との連携により、担当教員の専門性の向上を図りながら、対象児童生徒に対する教育の充実に努める必要がある。

秋田きらり支援学校の教育の充実

①指導力の向上

- ・授業研究や研修等の実践による教科指導力の向上
- ・高等部生徒の自立と社会参加を促進する進路指導の充実
- ・医療療育センターとの連携による自立活動等の充実
- ・小・中学校等との交流及び共同学習の推進による集団学習の充実

②センター的機能の充実

- ・肢体不自由児の自立活動（姿勢や運動・動作、学習環境等）の充実
- ・肢体不自由教育に関する情報提供や相談・支援の積極的な推進
- ・医療、福祉等関係機関とのネットワーク推進による継続した指導・支援の充実
- ・医療療育センターとの連携による相談・支援機能の充実

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教育の充実

- ・秋田きらり支援学校との連携による児童生徒に対する指導の充実
- ・全教職員による障害の理解と活動制限及び参加制約の軽減
- ・障害のない児童生徒との交流及び共同学習の推進

地域の特別支援学校の教育の充実

- ・肢体不自由を併せ有する児童生徒に対する指導の充実
- ・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携による自立活動の充実
- ・秋田きらり支援学校のセンター的機能を活用した、教職員の専門性向上と学習環境整備

病弱・身体虚弱教育の充実

病弱・身体虚弱教育は、秋田きらり支援学校、ゆり養護学校道川分教室、病弱・身体虚弱特別支援学級、通常の学級で行われ、秋田きらり支援学校に2人、ゆり養護学校道川分教室に15人、病弱・身体虚弱特別支援学級に15人、小・中学校の通常の学級に11人の児童生徒が在籍している（平成24年5月1日現在）。

児童生徒の病気の発症年齢や病状等が多様であることから、全県の病弱・身体虚弱児童生徒の実態把握や、特別支援学校がセンターとしての役割を果たすことが難しい状況にある。

病弱教育の充実に当たっては、関係する学校・学級と関係機関が連携し、情報共有や教員研修の場作りが必要であり、そのためネットワーク構築が急務である。

また、対象児童生徒の学習や生活経験を拡充するため、ICT^{*}の積極的活用が求められる。

※ ICT・・・Information and Communication Technology

情報通信技術。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

特別支援学校の教育の充実

①病弱教育に関する関係者のネットワーク構築

このネットワークは、これまで本県が病弱教育の対象としてきた慢性疾患や重症心身障害に加え、精神疾患等の児童生徒に対応する既存の組織と協働し、病弱教育のより一層の充実を図るものである。

②ネットワークの取組内容

- ・病弱・身体虚弱児の実態把握と教育的対応に関するここと
- ・担当教職員の研修に関するここと
- ・教職員や保護者等に対する相談・支援に関するここと
- ・病弱・身体虚弱教育への理解推進に関するここと

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教育の充実

- ・ネットワーク参加による在籍児童生徒に対する指導の充実
- ・全教職員による病気や障害等の理解と活動制限及び参加制約の軽減
- ・通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の推進

地域の特別支援学校の教育の充実

- ・病弱を併せ有する児童生徒に対する指導の充実
- ・ネットワークを活用した、教職員の専門性向上と学習環境整備



知的障害教育の充実

知的障害教育は、知的障害特別支援学校、知的障害特別支援学級、通常の学級で行われ、県内の特別支援学校9校2分校（附属特別支援学校含）に1,075人、知的障害特別支援学級に573人、小・中学校の通常の学級に320人の児童生徒が在籍している（平成24年5月1日現在）。近年、特別支援学校の高等部を中心に在籍者数の増加傾向が続き、教室不足への対応やスクールバスの整備が課題となっている。

知的障害特別支援学校は、在籍児童生徒の障害の多様化に対応するため、多様な教育課程の編成や他障害特別支援学校との連携による教職員の専門性の向上が求められている。また、地域の特別支援教育のセンターとして、小・中学校や高等学校等への支援の充実が求められている。

知的障害特別支援学級においては、特別支援学校のセンター的機能を活用し、担当教員の専門性の向上を図りながら、対象児童生徒の教育の充実に努める必要がある。

通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒に対しては、校内の就学支援委員会等による継続した教育相談や適切な教育環境の整備等が必要である。

知的障害特別支援学校の教育の充実

①指導力の向上

- ・障害の多様化に対応するための教育課程の改善
- ・個別の指導計画に基づく、一人一人の教育的ニーズに応じた授業改善
- ・多様化する児童生徒の実態に即した生徒指導の充実
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家と連携した自立活動の充実
- ・小・中学校等との交流及び共同学習の推進
- ・高等部生徒の自立と社会参加を促進する進路指導や職業教育の充実

②センター的機能の充実

- ・地域の特別支援学級等への相談・支援機能の充実

③その他

- ・児童生徒増に伴う教室不足等への対応

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教育の充実

- ・知的障害特別支援学校との連携による在籍児童生徒に対する指導の充実
- ・全教職員による障害の理解と活動制限及び参加制約の軽減
- ・障害のない児童生徒との交流及び共同学習の推進



発達障害等の児童生徒に対する教育の充実

知的な遅れはないが、学習面・行動面で著しい困難があると担任等が判断した児童生徒は、小学校に2.9%、中学校に1.7%（平成21年度調査）、高等学校には1.2%（平成23年度調査）在籍している。特に、近年は高等学校における発達障害等の生徒の学習支援や就労支援が全国的にも喫緊の課題となっている。

平成20年度から、全ての公立幼稚園、公立小・中学校、公立高等学校において、特別支援教育に係る校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されている。しかし、支援体制は整備されたものの、個別の指導計画等の作成や、教職員研修、関係機関との連携等、校内体制を十分に活かすための機能については学校間や学校種間における格差が大きい。

また、特別支援教育支援員は平成24年度、小・中学校に542人、高等学校に6人配置されているが、有効な支援を行うためには管理職のリーダーシップのもと全校的な支援体制の整備が不可欠である。

特別支援学校の教育の充実

- ・知的な遅れを伴う発達障害のある児童生徒に対する指導力向上
- ・発達障害児等が在籍する小・中学校等への支援の充実
- ・専門家・支援チームのメンバーとしての、小・中学校等への巡回相談参加

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教育の充実

- ・「個別の指導計画」「個別の支援計画」の改善と活用
- ・高等学校に在籍する発達障害等の生徒に対する特別支援学校の進路指導のノウハウ活用
- ・専門家・支援チーム等、関係機関との連携による支援の充実
- ・特別支援教育支援員による支援が有効に行われるような校内支援体制の整備

あきた総合支援エリアの教育等の充実

- ・発達障害者支援センターふきのとうへの教育支援員派遣による相談・支援体制の強化
- ・発達障害者支援センター、同連絡協議会及び同支部会（県内3地区）の機能充実に向けた積極的な協力





資料編

【資料1】特別支援学級数、在籍児童生徒数の推移

【資料2】通級指導教室利用児童生徒数の推移

【資料3】小・中学校の通常の学級に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される児童生徒の現状

【資料4】公立高等学校に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される生徒の現状

【資料5】特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移

【資料6】特別支援学校幼児児童生徒の重複障害学級等在籍率
(幼稚部～高等部専攻科)

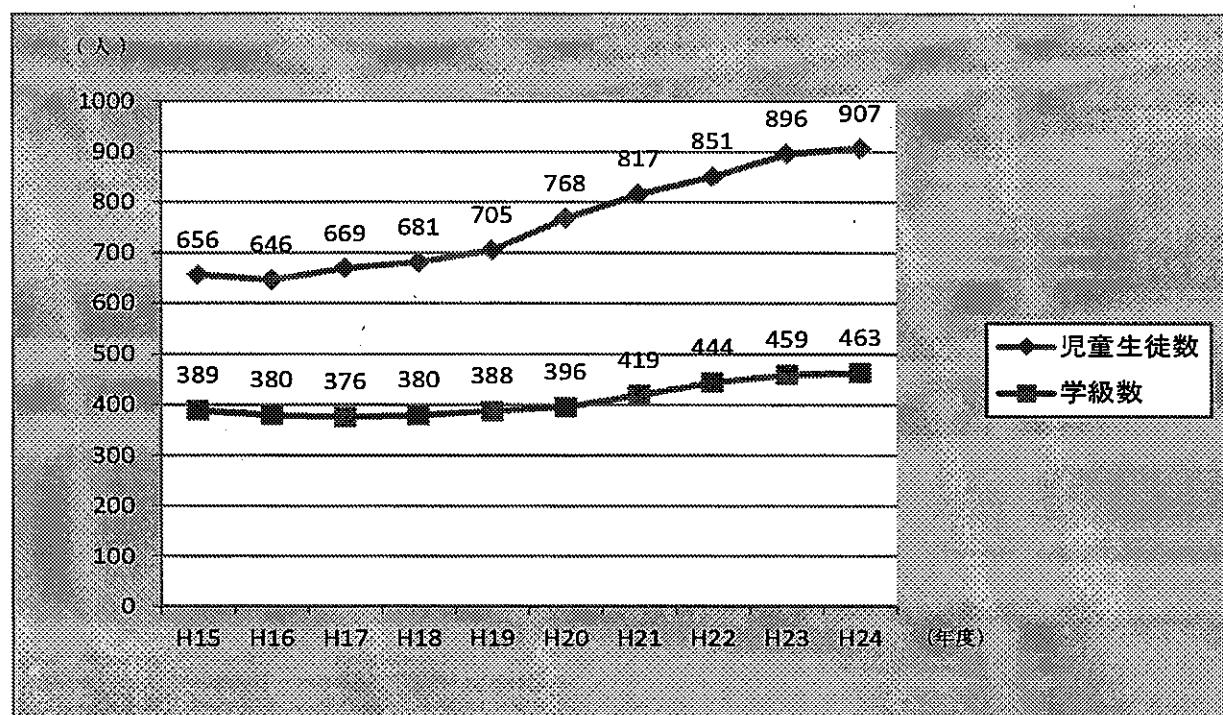
【資料7】本県特別支援教育体制整備の状況

【資料8】障害者基本法（抄）

【資料9】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

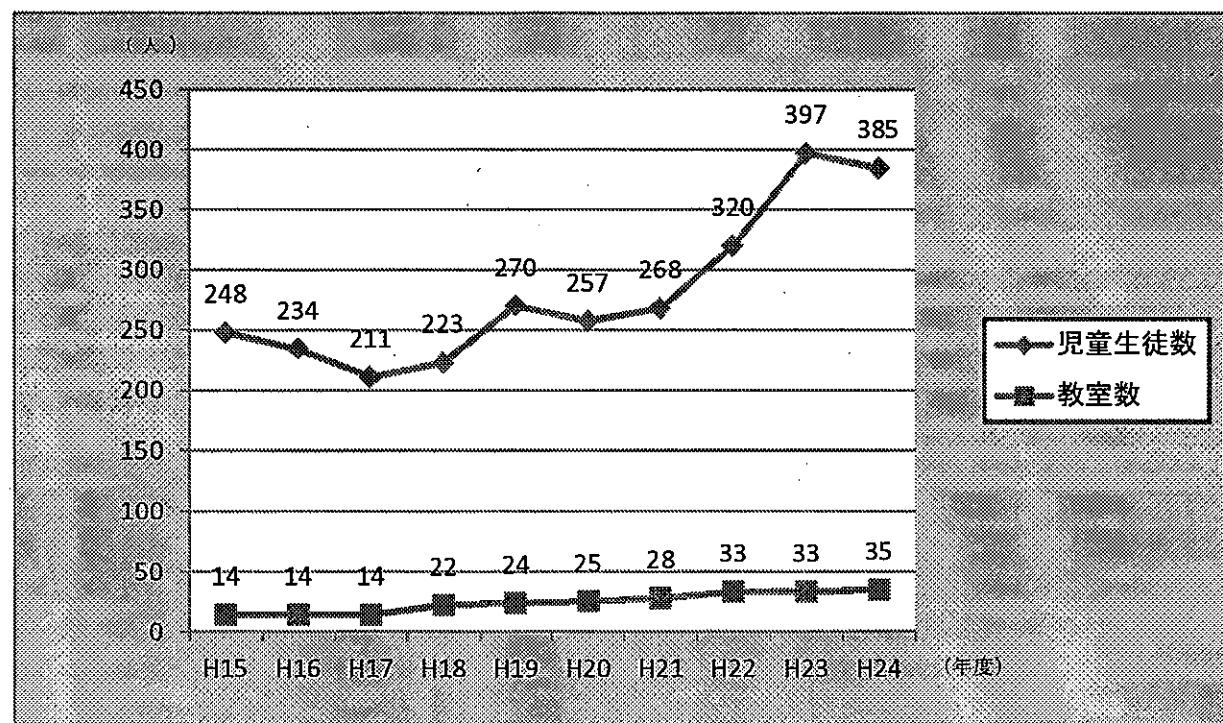


【資料1】 特別支援学級数、在籍児童生徒数の推移



(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

【資料2】 通級指導教室利用児童生徒数の推移



(各年度5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

【資料3】 小・中学校の通常の学級に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される児童生徒の現状

【平成21年9月調査】公立小・中学校387校(83,061人対象)

学習面でのみ困難	行動面でのみ困難	対人関係でのみ困難	
705人	190人	129人	
学習面・行動面両方で困難		行動面・対人関係両方で困難	対人関係・学習面両方で困難
498人		125人	84人
学習面・行動面・対人関係全てで困難			
324人			

2,055人(2.5%)

(特別支援教育課調べ)

【資料4】 公立高等学校に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される生徒の現状

【平成23年12月調査】公立高等学校60校(26,779人対象)

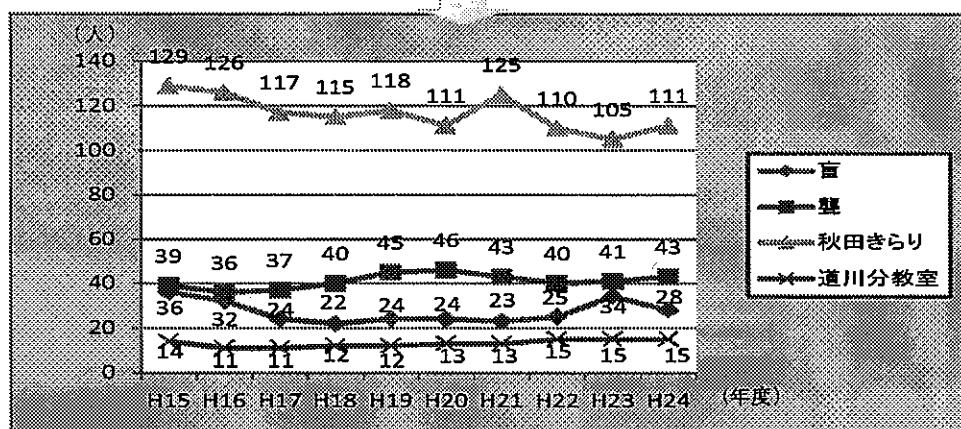
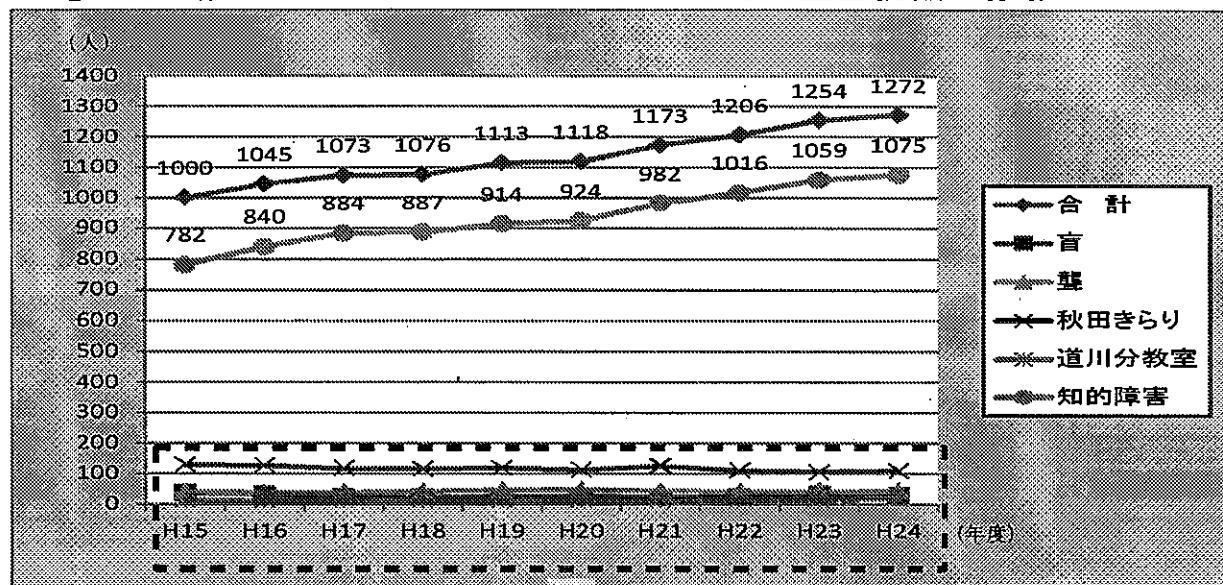
学習面でのみ困難	行動面でのみ困難	対人関係でのみ困難	
94人	56人	99人	
学習面・行動面両方で困難		行動面・対人関係両方で困難	対人関係・学習面両方で困難
72人		16人	21人
学習面・行動面・対人関係全てで困難			
28人			

321人(1.2%)

(特別支援教育課調べ)

※ 資料3及び4は、文部科学省が作成したチェックリストを参考にした質問紙により、各学校の担任等が判断した数値である。

【資料5】 特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	1000	1045	1073	1076	1113	1118	1173	1206	1254	1272
盲(視覚障害)	36	32	24	22	24	24	23	25	34	28
聾(聴覚障害)	39	36	37	40	45	46	43	40	41	43
秋田きらり (肢体不自由・病弱)	129	126	117	115	118	111	125	110	105	111
道川分教室 (病弱)	14	11	11	12	12	13	13	15	15	15
知的障害 (9校2分校)	782	840	884	887	914	924	982	1016	1059	1075

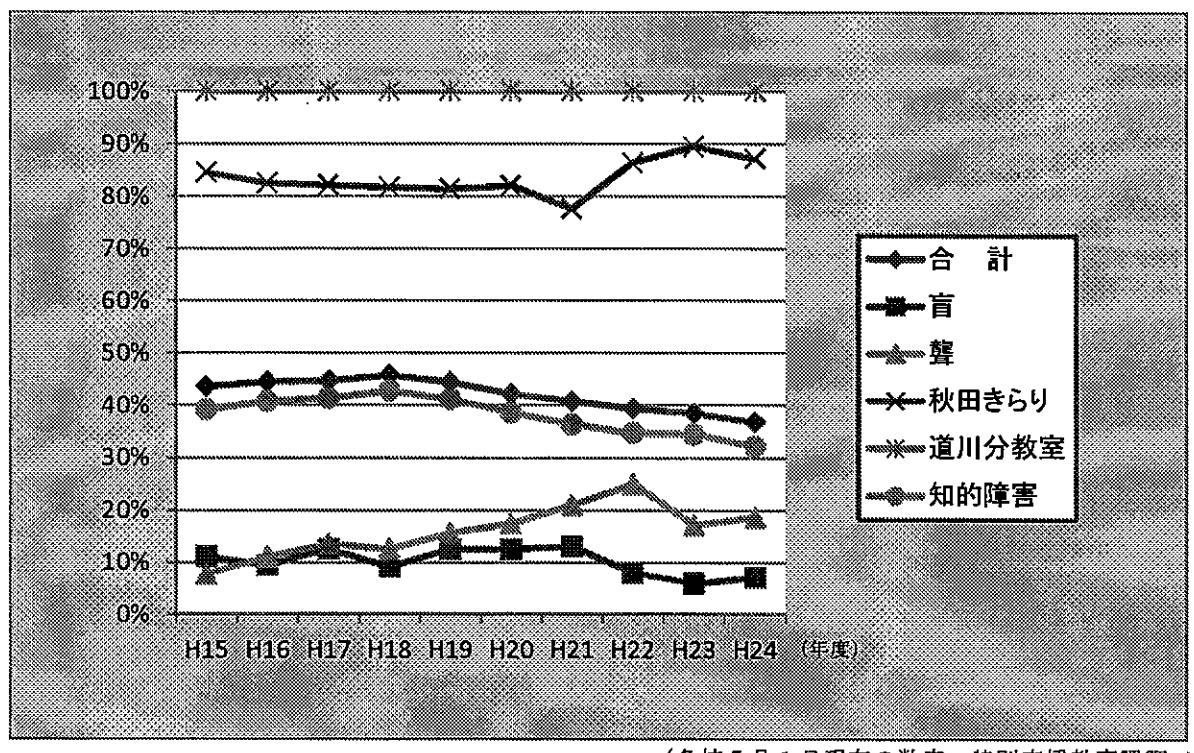
(各校5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

※1 秋田きらり支援学校・H15～H21年度は、秋田養護学校と勝平養護学校の児童生徒数の合計である。

※2 知的障害・・・・比内養護学校（かづの分校、たかのす分校含）、能代養護学校、天王みどり学園、栗田養護学校、ゆり養護学校、大曲養護学校、横手養護学校、福川養護学校、秋田大学教育文化学部附属特別支援学校の児童生徒数の合計である。



**【資料6】 特別支援学校児童生徒の重複障害学級等在籍率
(幼稚部～高等部専攻科)**



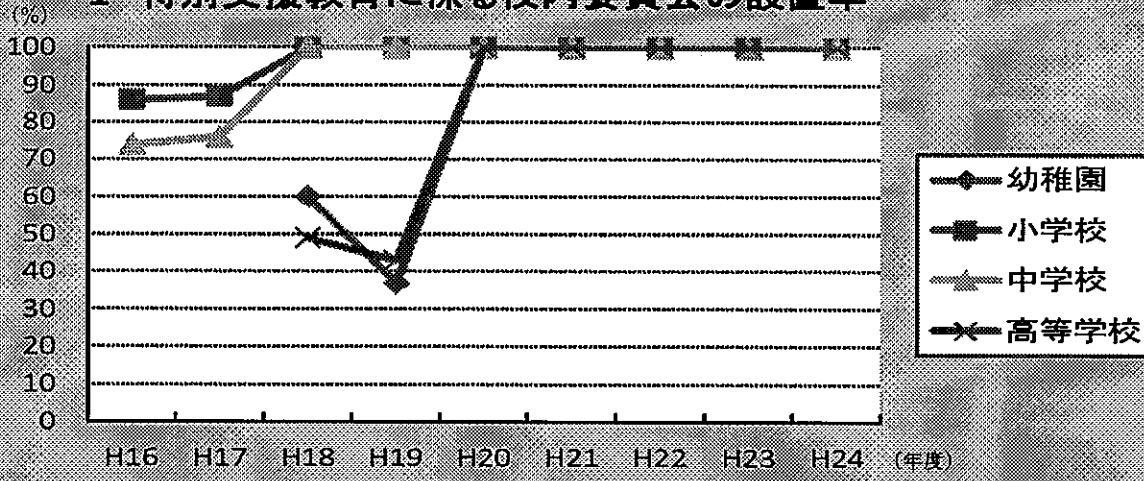
(各校5月1日現在の数字 特別支援教育課調べ)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	合計	盲	聾	秋田きらり	道川分教室	知的障害				
幼児児童生徒数	1,000(人)	1,045	1,073	1,076	1,113	1,118	1,173	1,206	1,254	1,272
合計	36(人)	32	24	22	24	24	23	25	34	28
盲	39(人)	36	37	40	45	46	43	40	41	43
聾	129(人)	126	117	115	118	111	125	110	105	111
秋田きらり	14(人)	11	11	12	12	13	13	15	15	15
道川分教室	782(人)	840	884	887	914	924	982	1,016	1,059	1,075
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
重複障害学級等在籍数	436(人)	465	480	492	494	471	478	475	482	467
合計	4(人)	3	3	2	3	3	3	2	2	2
盲	3(人)	4	5	5	7	8	9	10	7	8
聾	109(人)	104	96	94	96	91	97	95	94	97
秋田きらり	14(人)	11	11	12	12	13	13	15	15	15
道川分教室	306(人)	343	365	379	376	356	356	353	364	345
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
重複障害学級等在籍率	43.6%	44.5%	44.7%	45.7%	44.4%	42.1%	40.8%	39.4%	38.4%	36.7%
合計	11.1%	9.4%	12.5%	9.1%	12.5%	12.5%	13.0%	8.0%	5.9%	7.1%
盲	7.7%	11.1%	13.5%	12.5%	15.6%	17.4%	20.9%	25.0%	17.1%	18.6%
聾	84.5%	82.5%	82.1%	81.7%	81.4%	82.0%	77.6%	86.4%	89.5%	87.4%
秋田きらり	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
道川分教室	39.1%	40.8%	41.3%	42.7%	41.1%	38.5%	36.3%	34.7%	34.4%	32.1%

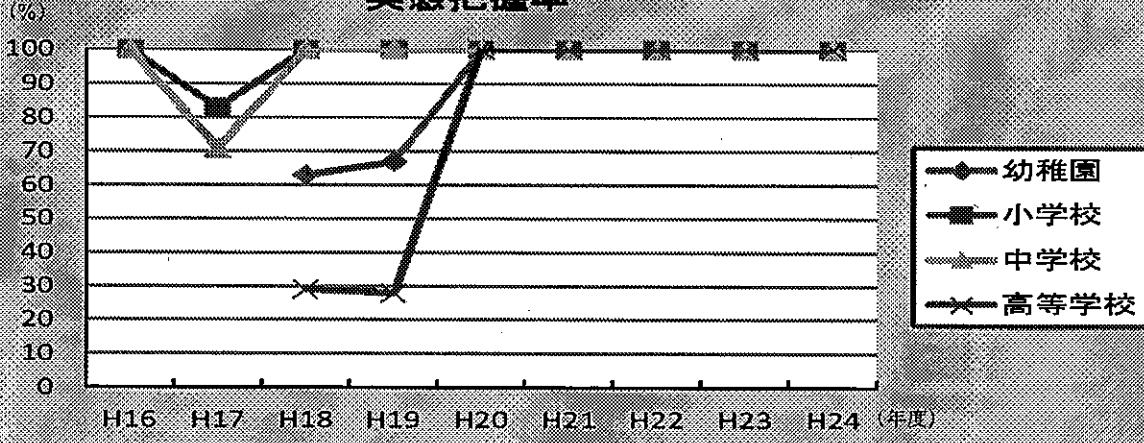
※ 「重複障害学級等」…重複障害学級のほか、訪問学級と病院内学級を含む。

【資料7】 本県特別支援教育体制整備の状況 ~文部科学省調査の抜粋~
 (調査期日 各年度9月1日)

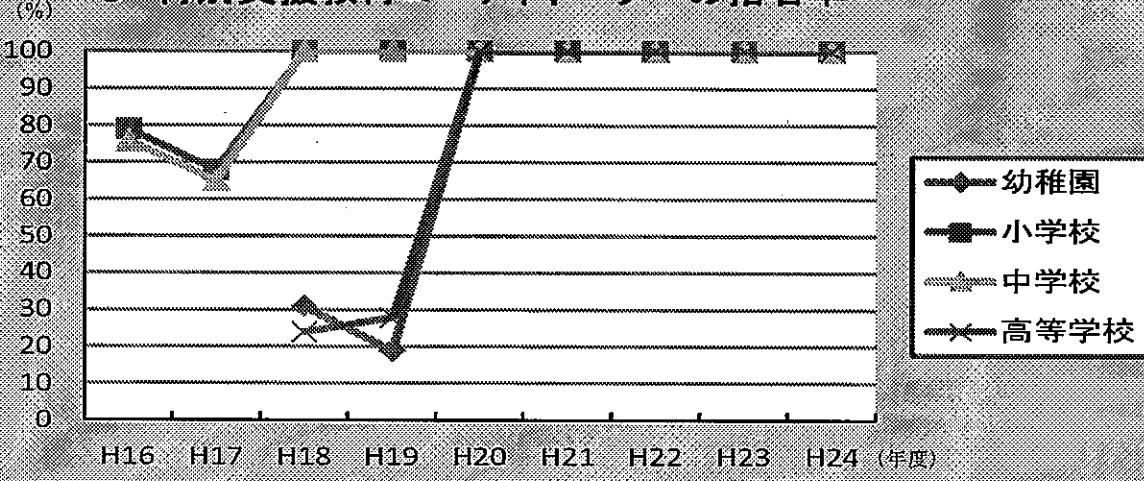
1 特別支援教育に係る校内委員会の設置率



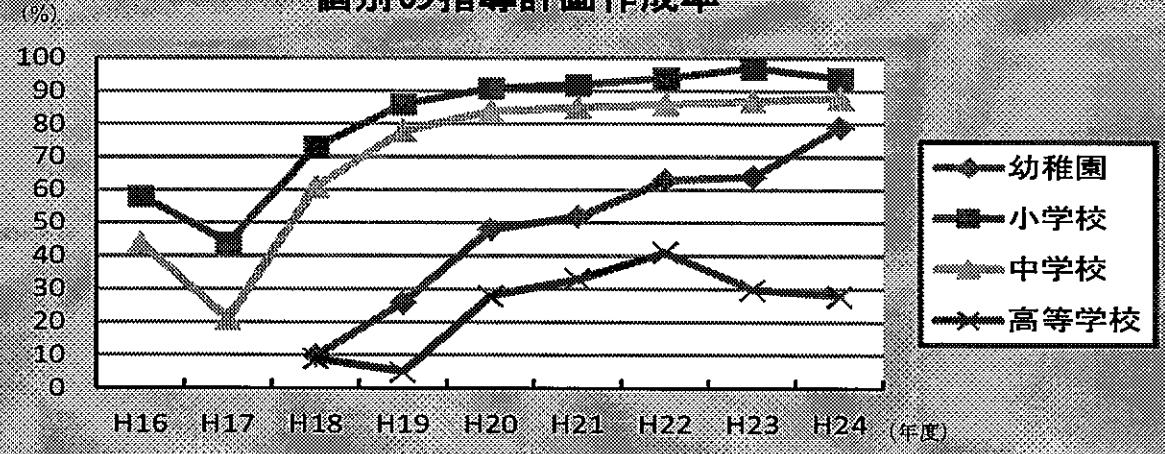
2 特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握率



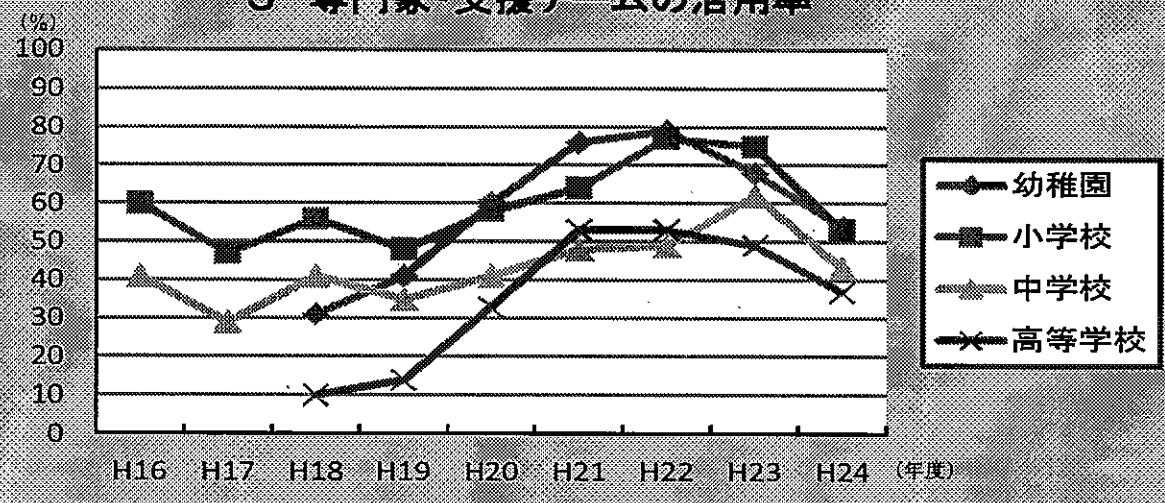
3 特別支援教育コーディネーターの指名率



4 特別な支援を必要とする児童生徒の 個別の指導計画作成率

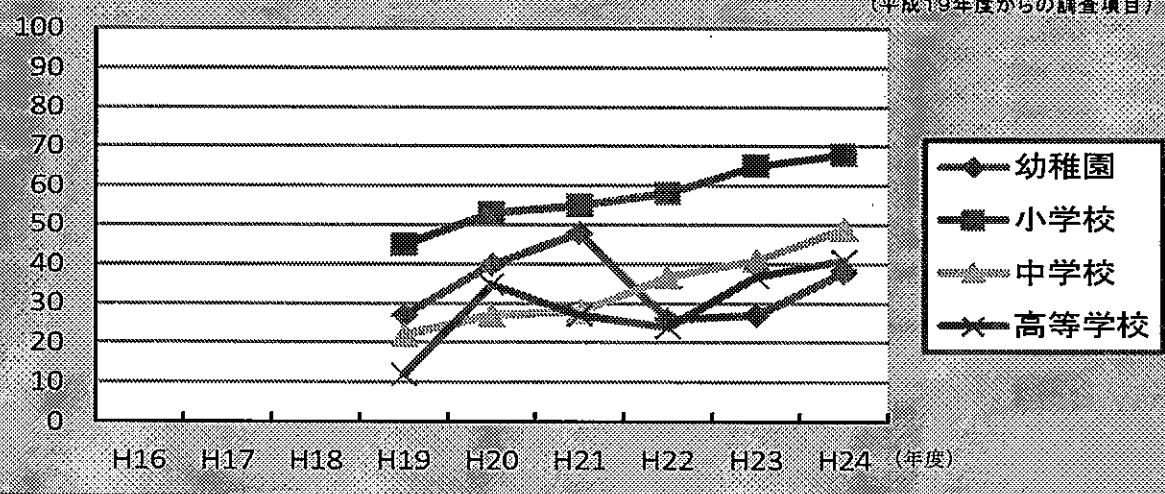


5 専門家・支援チームの活用率



6 教職員の特別支援教育に関する研修受講率

(平成19年度からの調査項目)



【資料8】 障害者基本法（抄）

昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号

最終改正：平成二十三年八月五日法律第九十号

第一章 総則

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るために、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。



【資料9】 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

平成24年7月23日

中央教育審議会初等中等教育分科会

【目次】

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

【主な内容】

（1）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・ 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

（2）インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
 - ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
 - ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
 - ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学

び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

- ・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

- ・ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。
短期：就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。
中長期：短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。
最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことをを目指す。

2. 教育相談・就学相談の仕組みについて

(1) 早期からの教育相談・支援

- ・ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- ・ 乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・ 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・ 現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・ 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができるなどを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・ 就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。



- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

- ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3. 障害のある子どもたちの教育環境整備による適切な支援の実現

(1) 「合理的配慮」について

- ・条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- ・「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- ・移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2) 「基礎的環境整備」について

- ・「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。
- ・共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

- ・「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4) 「合理的配慮」の充実

- ・これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。
- ・「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

4. 多様な学びの場の整備と教職員の確保

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

- ・多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。



- ・ 医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。
- ・ 通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。
- ・ 幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

- ・ 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。
- ・ 特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。
- ・ 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

(3) 交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。
- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

(4) 関係機関等との連携

- ・ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

6 特別支援教育を実現させるための教職員の専門性向上

(1) 教職員の専門性の確保

- ・ インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

- ・すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

- ・学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。
- ・特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- ・特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

※ スクールクラスター (school cluster)

地域内のすべての子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応えるための、地域内にある教育資源（幼、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）の組合せ。

（文部科学省資料より）

